

## 台風等の非常変災時における生徒の登校について

愛媛県立松山工業高等学校

- 1 平常の登校日において、学校所在地もしくは居住市町に「**特別警報**」、「**暴風警報**」、「**暴風波浪警報**」が発令されている場合、または、「**大雨警報**」と「**土砂災害警戒情報**」が**ともに発令**されている場合は、生徒は登校準備をして自宅待機とする。
- 2 正午までに「特別警報」、「暴風警報」、「暴風波浪警報」が解除された場合は安全を十分確認し、授業の準備をして登校する。ただし、「**大雨警報**」及び「**土砂災害警戒情報**」については、**その両方が解除された場合とする。**
- 3 正午の時点においても「特別警報」、「暴風警報」、「暴風波浪警報」が継続している場合、または、「大雨警報」及び「土砂災害警戒情報」が継続されている場合は、「臨時休業」とする。
- 4 公共交通機関が災害や事故で利用できない場合は、原則として代替の交通手段を確保し、安全に十分留意して登校する。ただし、代替の交通手段が確保できない場合や、安全に登校できない場合は自宅待機とし、自主学习する。この場合、必ず学校に連絡すること。
- 5 休業日に部活動、学校行事等が実施されている場合、上記に準じる。
- 6 居住地区に地震・津波等の大災害が起こっている場合や、避難準備・避難勧告・避難指示が発表されている場合、また、大災害直後などに風水害による2次災害の恐れがある場合は、生徒及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難するなど、直ちに命を守る行動をとる。
- 7 非常変災時における「臨時休業」等の情報配信はホームページ等で行う。原則として学校への問い合わせはしない。